

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定粉じん発生施設の計画変更命令等	
根拠法令・条項	大気汚染防止法第18条の8	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	大気汚染防止法第18条の6第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定する「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が充足されていないことを理由とした不利益処分をするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	